

本人通知制度を開始しました



事前登録制です

■ 本人通知制度とは

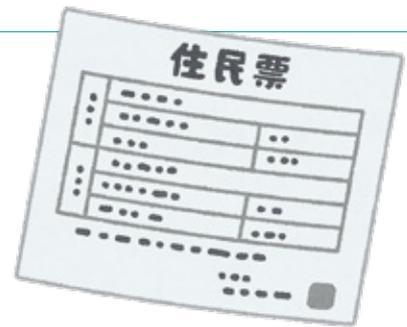
本人通知制度は、市役所に事前に登録いただいた方に対し、住民票の写しや戸籍謄抄本等の証明書を本人の代理人や第三者に交付した場合に、証明書を交付した事実を郵送により通知する制度です。これにより住民票の写し等の不正請求、不正取得による個人の権利の侵害防止、抑止が期待されます。

■ 事前登録ができる方

- ・ 潮来市の住民基本台帳に記録されている方（転出された方も含む）
- ・ 潮来市の戸籍に記録されている方（転籍された方も含む）

■ 通知の対象となる証明書

- ・ 住民票（除票を含む）の写し
- ・ 住民票（除票を含む）記載事項証明書
- ・ 戸籍の附票の写し（除籍・改正原を含む）
- ・ 戸籍の謄抄本（除籍・改正原を含む）
- ・ 戸籍記載事項証明書



■ 通知する内容

- ・ 証明書の交付年月日
- ・ 交付した証明書の種別、通数
- ・ 交付請求者の種別（代理人、第三者の別）

※本制度では、交付請求者の氏名、住所は通知しません。ただし、本人が開示請求をした場合には潮来市個人情報保護条例に基づき対応します。

※本制度で受け取ることのできる通知は潮来市に申請のあったものに限りです。

■ 通知の対象とならない請求

- ・ 住民票関係：本人、同一世帯員からの請求
- ・ 戸籍関係：本人、配偶者、同じ戸籍に記載されている方、直系尊属・卑属からの請求
- ・ 国または地方公共団体等の公的機関からの公用請求
- ・ 弁護士、司法書士等の特定実務委任者からの裁判、訴訟手続き、紛争処理等のための代理請求

■ 登録の期間・変更・廃止

- ・ 登録期間は3年です（更新可能）。
- ・ 住所、氏名等登録した内容に変更が生じた場合は届出が必要です。
- ・ 登録期間中に中止する場合は、登録廃止手続きが必要です。

■ 登録方法

本人が窓口で直接申請してください。申請にはマイナンバーカード、運転免許証等の顔写真付き本人確認書類等が必要です。代理人による申請の場合は、代理人の本人確認書類のほか、委任状または法定代理人であることを確認できる書類（戸籍等）が必要です。

【お問合せ】 市民課 市民グループ ☎63-1111 内線115